

群馬県立小児医療センター移転再整備関連業務に係る
病院局入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県立小児医療センター移転再整備に伴う設計業務（基本設計・実施設計）及び建設工事等（以下、「移転再整備関連業務」という。）に係る入札等の参加資格等を審査等する組織の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(病院局入札参加資格審査委員会)

第2条 移転再整備関連業務に係る入札等への参加資格等を審査等するため、病院局入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 病院局長
- (2) 病院局経営戦略課長
- (3) 病院局小児医療センター事務局長
- (4) 県土整備部契約検査課長
- (5) 県土整備部建築課長

3 委員長は、病院局長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し主宰する。ただし、必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面により審査等をさせることができる。

5 委員会は、非公開とする。

6 委員会の庶務は、病院局経営戦略課（以下、単に「経営戦略課」という。）が処理する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、群馬県入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領第2条第1項に規定する入札参加資格審査委員会が所掌する事務を担うものとし、移転再整備関連業務に係る入札等に関して、概ね次の各号に掲げる事項を審査等する。

- (1) 一般競争入札における入札参加資格
- (2) 指名競争入札における指名業者
- (3) 公募型プロポーザル方式による入札等における次に掲げる事項
 - ア 技術提案書を提出しようとする者の競争参加資格
 - イ 技術提案書の提出を依頼する者の選定に係る基準
 - ウ 技術提案書の提出を依頼しない者の選定（非選定）及びその理由
 - エ 技術提案書を特定するための評価基準
 - オ 技術提案書の特定
 - カ 技術提案書の非特定及びその理由
 - キ 技術提案書の特定に係る審査・ヒアリング等の担当者の構成

(4) その他必要な事項

(審査等の手続)

第4条 委員会において前条に掲げる事項を審査等するにあたっての手続は、県土整備部所管工事関係諸規定の規定を準用する。この場合において、「所長」とあるのは「院長」と、「主務課長」及び「委員会庶務課長」とあるのは「経営戦略課長」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 経営戦略課長は、前項の規定により読み替える院長が行う事務及び県土整備部所管工事関連諸規

定において契約担当者が行う事務について、法令の規定に反しない限りにおいて、その事務を行うことができる。

(準用)

第5条 前条の規定をして、なお定めのないものについては、県土整備部所管工事関係諸規定の例による。

(その他)

第6条 委員長は、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項を定めることができる。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月20日から施行する。